摂津市空家等対策有識者懇談会 令和元年度第1回

議事要旨

日時:令和2年2月26日(水)

午後2時00分~午後3時00分

場所: 摂津市役所 本館3階

301階会議室

【内容】

- 1. 開会
- 2. 議事
- (1) 特定空家等候補の措置の経過について
- (2) その他
- 3. 閉会

【配布資料】

資料1 特定空家候補の措置の経過について 参考資料

●議事概要

1. 開会

- ・中山会長による挨拶
- ・傍聴人の承認 (傍聴人:0人)

2. 議事

◇以下、中山会長が議事要旨に基づき議事を進める。

(1) 特定空家等候補の措置の経過について

・資料1「特定空家候補の措置の経過について」を用いて事務局より説明 はじめての委員が今回参加されているので、空家対策の概要(空家法、実態調査など) を説明。

◇中山会長が事務局の説明に対し、委員の意見等を求める。

- ・今年度初めての会議であり、「特定空家等」の措置について経過説明いただいた。
- ・案件⑦は、「特定空家等」の認定と空家法第14条第1項による「指導」の目前であり、 意見等をいただきたい。
- ・今後は、空家法による「勧告」以降は、各段階の措置を講じる前に意見等をいただく こととしている。

◇意見、質疑等の要点は、以下のとおり。

(I) 特定空家等に対する措置を講ずる判定表について

会 長)	「各調査員の合計点数の最大値・最小値を除いた平均値」とあるが、複数の調		
	査員で現地調査した結果を平均化した理由は。		
事務局)	外観目視で判定のためばらつきがあり、最大値・最小値を除き平均化すること		
	としている。		
会 長)	判定表は客観的に作成されるもので、専門知識のある調査員であれば結果は大		
	差ないと考えられ違和感がある。		
事務局)	詩局) 関係各課の職員によるので専門知識が十分でない場合があるため、若干、		
	がばらつくことを前提としている。		

(Ⅱ)調査方法について

委 員)	⑦は建物に立ち入れないと考えるが、調査結果への影響はどうか。
事務局)	調査は外観目視で行っている。外観がかなり劣化しているため、結果への影響
	け少かいと考える。

(Ⅲ) 判定結果等について

案件⑦の状況について

一判定結果一

	TICHEN		
委 員)	建物の状態について、悪い状態なのか。		
事務局)	植栽の繁茂や、建物が隣家に傾斜、出入口や窓ガラスの割れが見られるため、		
	人が住める状態にない。		
	判定表では、「保安上危険」「景観悪影響」「生活環境不適切」に該当する。		
委 員)	⑦は約10カ月後に同じ判定票にて調査しているが、結果の差が大きいのは。		
事務局)	この間、地震・台風があり、また植栽繁茂の状態は季節により異なるため、差		
	が大きくなったと考える。		
委 員)	判定調査では誰が見ても客観的な評価ができるよう、さらなる検討が必要と考		
	えるが。		
事務局)	国のガイドラインによる判定表のため、判定表の考え方はご意見を参考に引き		
	続き研究していくことを考えている。		

一所有者調査-

委 員)	所有者の相続人は確定しているのか。		
事務局)	確定している。		
事務局)	所有者調査は司法書士に調査委託を実施し、判明した。		
委員) 相続人調査において、相続放棄の照会は実施したのか。			
事務局)	実施し、相続放棄はされていない。		

一所有形態-

委 員)	所有者は長屋建住宅の2戸どちらとも所有しているのか。	
事務局)	固定資産税課の課税情報では2戸とも所有している。	

一行政代執行一

委 員) 万が一、行政代執行となった場合、解体工事できる場所か。	
事務局) 解体工事はできると考える。	
委 員	「行政代執行」に至り、判定結果の妥当性について問われた場合、その前の「命	
	令」段階(公権力の行使となる)で、所有者からの不服申立の機会がある。	
	「特定空家等」の認定で不服があったとしても「命令」段階で議論できると考	
	えられる。	

ーその他ー

委 員)	解体後、更地になった場合、再建築できるか。		
事務局)	前面道路は建築基準法上の扱いがないため、建築基準法による特定行政庁(建		
	築主事を置く)大阪府が建築計画への許可の判断は不明。		
委 員)	員) 固定資産税は納付されているのか。		
事務局) 納付されている。			

案件⑤の状況について

委員	₫)	⑤は、居住実態があるということでよいのか。
事務局)		共同所有者の一人から現に居住していると連絡があった。
委員	₫)	建物の状態が保安上危険などで悪い場合は、建築基準法など他の法律による対
		応が必要と考えられる。
事務局) 特定行政庁の大阪府と連携し対応していきたい。		特定行政庁の大阪府と連携し対応していきたい。

案件③⑥⑧の状況について

委 員) <u>36</u> 1	改善の意思を見せている。⑧も改善の意向を示されているということか。
事務局) そのi	重り。
	法 12	条「助言」文書送付による所有者との連絡がとれたことにより、意向が
	確認できている。	
	ただ、	家屋と土地の所有者が異なる場合もあり、引き続き注意していきたい。

(Ⅳ) その他

委 員)	特定空家等候補としていた10件に対し、近隣から苦情は出ているか。		
事務局)	苦情や相談、問い合わせはある。所有者への空き家の適正管理を文書送付によ		
	り促し、状況を見ながら法的措置を進めていきたい。		

(2) その他

◇事務局より以下の点を説明

・来年度から、住宅地区改良法で定める不良住宅の判定基準に該当する「特定空家等」の 解体除却の工事費用に対する、補助制度の創設を予定している。

3. 閉会

◇事務局より閉会の挨拶

≪午後3時00分閉会≫

以上